

「第12次大阪府交通安全計画(案)」に対する府民意見等と大阪府交通安全対策会議の考え方について

■募集期間: 令和8年7月17日(金曜日)から令和8年8月17日(月曜日)まで

■募集方法: 電子申請(行政オンラインシステム)、郵送、ファックス

■募集結果: 個人3名、団体1団体から16件(うち公表を望まないものは0件)でした。

※一人の方から内容の異なるご意見等が複数提出されている場合、その数だけご意見等を提出いただいたものとして集計しています。

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

	ご意見等の内容	大阪府交通安全対策会議の考え方
1	p23、ウ「高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備」の(ア)およびp29の⑥「歩行空間のユニバーサルデザイン化」について、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心にとあるがそれら以外の生活道路も同様に段差・傾斜・勾配の改善を行うことを計画に盛り込んでいただきたい。高齢者や障害者にとってこれらの整備がされていない道路は利用しにくい上に事故の原因となる恐れもある。主要な施設の周辺を整備しても居住地からそこへ行くまでの経路が整備されていなくては根本的な移動の円滑化にはならない。 また、段差・傾斜・勾配の改善を行った道路をモデルにして、大阪府において新たに道路を作る際の基準にそれらの項目を追加していただきたい。	ご意見いただき、ありがとうございます。 今後の取組を進めるうえで、参考とさせていただきます。
2	p37の21行目について、「障がいのある児童生徒等に対しては、特別支援学校等において、その障がいの特性を踏まえ、交通安全に関する指導に配慮する。」とあるが、障害のある児童生徒は特別支援学校以外にも在籍する。普通学校の障害のある児童生徒への対応も方針を決めるべき。	ご意見いただき、ありがとうございます。 障がいの特性を踏まえ、指導に配慮することは全ての学校において同様であるとの考えから、「等」と表記しています。

3	p43のキ「障がい者に対する交通安全教育の推進」について、「さらに、自立歩行ができない障がい者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。」とあるが、自立歩行ができない障害者だけでなく、知的障害者や視覚障害者等の付き添いをつけての外出が想定される人々も対象にすべき。また、講習会には障害者本人も参加可能にすると付き添いも本人も交通安全について理解が進みやすいと考える。	
4	P43 キ 障がい者に対する交通安全教育の推進について 「自立歩行ができない障がい者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する」の箇所だが、自立歩行ができない障害者であっても、交通安全の講習に参加することはできるし、交通ルールに関して知る必要がある。付き添う者も含めた安全教育は大切だが、当事者を除けて行ってはならない。 先日、警察署に行ったとき、バリアフリー対応の不備を感じて質問したところ、対応した警察署の人間は、終始、こちらの話をしっかり聞こうとしないような対応で、バリアフリーの意識などないように感じるなど、全く話がかみ合わなかった。この時の警察署の人間やこの文言から、障害者が自分で警察署を訪れて相談等を行うということや交通安全の講習に参加するということを想定していないように受け取れる。行為の主体は付き添いの者ではなく、本人であるのが当然だと考えるとこの文言は不適切であり、変更する必要がある。	ご意見いただき、ありがとうございます。 ご意見を踏まえ、「さらに、自立歩行ができない障がい者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。」の箇所について、以下のように計画案を修正いたします。 「さらに、自立歩行ができない障がい者等に対しては、障がい者本人と介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者も対象とした講習会等を開催する。」
5	p77の2の(1)「鉄道交通環境の整備」のホームドアに言及している部分について、列車の乗降の際の安全のためにホームドアの設置だけでなく、列車とホームとの距離をなくす改善をしていただきたい。これは高齢者、視覚障害者だけでなく、車いすユーザーやベビーカーのユーザーにおいても乗降の際の安全および移動の円滑化につながる。	ご意見いただき、ありがとうございます。 車いすなどをご利用のユーザーが利用しやすい環境整備のため、鉄道事業者において、ホームと車両の段差・隙間縮小等、対策に取り組まれているところです。

6	「P1 2 人優先の交通安全思想」「第2節 道路交通の安全についての対策 P17(3)歩行者の安全確保のための意識変容」「P86～付属資料」について 本文の中で、高齢者、障害者、子ども等の交通弱者の安全を確保するための施策を推進していくとあるが、「第2節 道路交通の安全について」の対策の中で、高齢者、子どもについての対策はあるが、障害者についての対策が出てこない。「P17(3)歩行者の安全確保のための意識変容」においても、高齢者、子どもについては言及されているが障害者については言及されていない。 交通弱者の安全対策として推進するのであれば、きちんと障害者の安全を確保するための施策としても計画の中でしっかりまとめられるべきだと思う。例えば、それは付属資料のデータについての取り扱いもそうであるし、以後の計画の文章に対してもしばしば感じる。 付属資料のデータについてだが、高齢者、子どもについての事故データは公表されているが、障害者の事故についてのデータが資料として示されていない。本来なら、同じように障害者の事故についてのデータも資料として掲載すべきだと思う。この点からも本計画の高齢者、子どもと障害者の安全確保との温度差を感じる。 データを示し、障害者の安全を守る施策にどう生かしているかを明らかにする必要があると考える。	ご意見いただき、ありがとうございます。 「P1 2 人優先の交通安全思想」に記載のとおり高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全確保が重要であると認識しています。関連データの取扱いを含め、今後の取組を進めるうえで、参考とさせていただきます。
7	P19(6)特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進について 「電動車椅子は歩行者であることについて周知に努めるとともに、安全な利用のための交通安全教育を推進する。」という箇所だが、未だ周知が十分ではないという事実に対して、車椅子利用者についての啓発が交通安全活動の中で取り組まれることが求められると感じる。 そして、「安全な利用のための交通安全教育を推進する」の箇所だが、それは利用者に対して行うということか？ 文章からは、それは電動車椅子利用者に対して行われるように読めるが、どちらかというと、利用者に対してではなく、車や軽車両の運転者や他の歩行者に対して行われるべきものを感じる。 当然、電動車椅子利用者は、車椅子使用時の危険や交通ルールについて認識はすべきだが、同時に車や軽車両の運転者や他の歩行者も十分に電動車椅子の特性や移動について認識されるべき問題かと思う。電動車椅子利用者にとって、現在ある歩道の多くは通行しづらい環境にある。それらの問題も十分に解決されていない中、移動に困難を抱えている者側に原因があるように取れる文章に違和感を覚える。どのような意図か分からないが文章を変更するほうが良いと感じる。	ご意見いただき、ありがとうございます。 「電動車椅子は歩行者であることについて周知に努めるとともに、安全な利用のための交通安全教育を推進する。」の箇所については、電動車椅子利用者に対してだけでなく、自動車や軽車両の運転者等に対しても行うという趣旨で記載しております。

8	「P19(7)生活道路における歩行者等の安全確保」「P22、2講じようとする施策(1)道路交通環境の整備 ①ア 生活道路における交通安全対策の推進」「P26キ 道路の改築等による交通事故対策の推進(ア)」について P20、P22、P26の生活道路の安全対策についての取り組みの中で、「ゾーン30プラス」など、新しい道路空間を作っていく試みはとても素晴らしいことだと思うが、同時にその新しい道路空間がユニバーサルデザインに沿ったものとして計画されるようお願いしたい。このような改築事業において、例えば、車両侵入を防ぐ柵等や道路の狭窄部分、自転車と歩行者の分離を行う改築などにおいて、杖歩行者や車椅子利用者、空間認識のしづらい歩行者等がぶつかって怪我をしないようなやり方で設置されることや、通行できない空間にならないように、どんな人でも通行しやすい場所となるようなものを目指してほしい。 少し内容は異なるかもしれないが、私自身の体験としてよくあるのが、歩道のバイクや自転車の侵入や通行を規制する改築によって、車椅子の通行が出来なくなったことや、歩行者を守るための車除けの柵と歩道との間隔が狭く、車椅子で歩道を通行できなくなったことがあった。このようなことが起こらないように、誰にとっても安全で通行がしやすい空間となることを望んでいる。	ご意見いただき、ありがとうございます。 今後の取組を進めるうえで、参考とさせていただきます。
9	「P23 講じようとする施策(1)道路交通環境の整備 ① ウ高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備」「P29 ⑥歩行空間のユニバーサルデザイン化」について 「高齢者や障がい者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、バリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン、自転車駐車場等の整備を推進する」という箇所だが、これらの人が安全、安心に移動し、社会参加を行えるようにするには、文章内で記述されている箇所以外の生活道路においても、同じような対策をする必要がある。まず、自身の住居からその地点まで行くにも移動をしなければならない。そこに行くまでの道が対策されていない状態では、引用箇所を整えても移動が困難であるのは変わらない。	ご意見いただき、ありがとうございます。 今後の取組を進めるうえで、参考とさせていただきます。
10	P28 キ 連絡会議等の活用について これらの会議に学識経験者以外にも障害当事者などの当事者参画の取り組みが必要だと感じる。今計画からも、例えば、上で挙げたP29⑥歩行空間のユニバーサルデザイン化やP19(6)、P43 キの障がい者に対する交通安全教育の推進など、所々、当事者やその関係者からは的外れに感じる内容がある。当事者の意見があれば、諸問題についてより適切な意見が計画に生かせるのではないかと思う。	ご意見いただき、ありがとうございます。 今後の取組を進めるうえで、参考とさせていただきます。

11	「P32 ⑩ 交通需要マネジメントの推進 ア 公共交通機関の利用促進」について 利用促進の文章にユニバーサルデザインの推進、バリアフリー化も加えていただくようお願いしたい。バスや電車、タクシーなどまだまだユニバーサルデザインを取り入れられたものは少なく、特に車いす利用者にとっての選択肢は少なく移動の負担は大きい。今計画P29⑥などにある駅などの重点的な活動場所では整備されているが、肝心の移動手段となる公共交通が障害者にとって利用しづらい状況では、利用に至らず、社会参加の機会が制限されたままである。これでは計画との一貫性にも問題が出てくる。他にも、公共交通のユニバーサルデザインやバリアフリー化が推進されれば、災害時などにおける移動や安全面にも大いに影響すると思われる。公共交通がこれらの機能を強化することは災害にも強い公共交通につながることになるのではないだろうか。	ご意見いただき、ありがとうございます。 ご意見を踏まえ、ア 公共交通機関の利用促進の4行目「また、公共交通機関の整備を支援するなど、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。」の箇所について、以下のように計画案を修正いたします。 「また、公共交通機関の整備を支援するなど、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策やユニバーサルデザイン化等の推進により利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。」
12	P36(2)交通安全思想の普及徹底について 「障がいのある児童生徒等に対しては、特別支援学校等において、その障がいの特性を踏まえ、交通安全に関する指導に配慮する」という箇所についてだが、障害のある児童生徒等の交通安全に関する指導は重要である。しかし同時に、彼らが交通事故に遭わないためには、車や自転車等を運転する側について、文言上にある高齢者についての啓発活動と同じく障害者についての啓発活動が必要だと考える。パブリックコメント冒頭の交通安全思想やP43の事柄など、今計画でしばしば感じることだが、高齢者やこどもについての方及に比べ、同じく交通弱者である障害者の安全対策が適切でないように感じる。障害特性ゆえの交通事故の被害に遭いやすいことや、意思の伝達等が難しい、自身のけがや痛みについての認識がしづらい、相談や通報についての不適切な対応など、さまざまな問題によって被害後の対処が適切にいかないなどの配慮が必要な事も啓発されるべきことだと思う。	ご意見いただき、ありがとうございます。 「P1 2 人優先の交通安全思想」に記載のとおり、高齢者、障がい者、こども等の交通弱者の安全確保が重要であると認識しています。いただきましたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

13	「2 講じようとする施策(1)道路交通環境の整備 ③幹線道路における交通安全対策の推進 ア事故危険箇所対策の推進(P.24)」の死傷事故率が高く、又は死傷事故が多発している交差点対策について → 弊会では、下記のとおり「全国交通事故多発交差点マップ」を公表しているので、事故防止・軽減対策にご活用ください。 ・全国事故多発交差点マップ： https://www.sonpo.or.jp/about/useful/kousaten/2024/ 交通事故の防止・軽減を目的として、都道府県ごとに人身事故件数ワースト5交差点の特徴や件数の多い事故類型の主な要因・予防策等を紹介しています。 ＜ご参考＞ 大阪府： https://www.sonpo.or.jp/about/useful/kousaten/2024/27/index.html * 事故多発交差点マップに関連して、大阪府警察と連携した交通事故防止啓発チラシを作成しているのでご承知お願いします。	ご意見いただき、ありがとうございます。 いただきましたご意見については、関係部署へ共有いたします。
----	--	--

14	「同(2)交通安全思想の普及徹底 ①段階的かつ体系的な交通安全教育の推進(P.38～43)」について → 弊会では学生や高齢者、一般消費者、外国人といった様々な世代や立場の方に向けた、交通安全思想の普及促進のためのコンテンツを以下のとおり用意していますのでご活用ください。 ・知っていますか？自転車の事故 ～安全な乗り方と事故への備え～ https://www.sonpo.or.jp/report/publish/koutsu/trf_0002.html 「自転車安全利用五則」や自転車を運転するときのルールや基本的なマナーなどをまとめた冊子です。事故に備える保険や過去における自転車事故による加害者事故例を掲載しています。 ・自転車事故の実態と備え https://www.sonpo.or.jp/report/publish/koutsu/trf_0017.html 自転車での加害事故例、自転車事故に備える保険などを解説しているチラシです。 ・高齢者の交通事故防止 https://www.sonpo.or.jp/report/publish/koutsu/index.html 高齢ドライバーや高齢歩行者の交通事故防止のため、高齢者に多い運転時・歩行時の事故パターンとその予防策、反射材の着用促進などについてまとめたチラシや動画を作成しています。 ・小学生のための自転車安全教室 ～たのしくまなぶルールやマナー～ https://www.sonpo.or.jp/report/publish/koutsu/trf_0014.html 小学生が初めて自転車に乗る前に知っておきたい基礎知識と事故にあわないための運転方法をまとめた冊子です。 ・外国人向けチラシ https://www.sonpo.or.jp/report/publish/etc/living-and-ins.html 外国人向けに、日本の交通ルールや身の回りのリスクについてまとめたサイトです。 ・講師派遣のご案内:https://www.sonpo.or.jp/education/others/instructor/ 学生・消費者の皆様に、自転車事故のリスクや、それらを補償する損害保険の仕組みについて理解していただくため、無料で講師の派遣を行っています。	ご意見いただき、ありがとうございます。 いただきましたご意見については、関係部署へ共有いたします
----	--	--

15	「同③交通安全に関する普及啓発活動の推進 イ 歩行者の安全確保(イ)反射材用品等の普及促進及び自転車安全利用の推進(ア)自転車の安全対策の強化(P.45)」について → 弊会では大阪府警察と連携した取組(高齢者を対象とした反射材の配布、ヘルメット着用を呼びかける啓発チラシの作成等)を予定していますのでご承知おき願います。	ご意見いただき、ありがとうございます。 いただきましたご意見については、関係部署へ共有いたします
16	「オール大阪」で取り組むのは良いと思いますが、都構想の枠外とされる「堺市」も含めての「オール大阪」という解釈でよろしいのでしょうか。	ご意見いただき、ありがとうございます。 本計画は「大阪府交通安全対策会議」において策定されるものであり、堺市も含まれます。